

| | |
|------|---|
| 受付 | |
| | |
| 整理番号 | - |

平成 年 月 日

利用権設定等申出書 【利用権の設定】(法人用)

八重瀬町長 殿

(A)利用権設定を受ける者＝譲受人(借りる法人)

〒 901 - 0401
住所 八重瀬町字東風平1188

氏名 農業生産法人〇〇



TEL 098-998-2200

(B)利用権を設定する者＝譲渡人(貸す人)

〒 901 - 0512
住所 八重瀬町字具志頭659

氏名 八重瀬 花子



TEL 098-998-2201

別添の八重瀬町農用地利用集積計画書1各筆明細の土地について【利用権の設定】をしたいので、八重瀬町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想第4の1の(6)の規定に基づき申し出ます。

添付書類

要 不要

- 農用地利用集積計画 (1 各筆明細・2 共通事項・3 農業経営の状況等)
- 全部事項証明書 (土地の登記簿謄本)→那覇地方法務局
- 地図の証明書 (公図)→那覇地方法務局
- 耕作証明書 (八重瀬町以外で耕作がある場合)→耕作地の農業委員会
- 各種認定証の写し等 (認定農業者・新規就農者・研修証明書等)
- 土地売買契約書
- 開発事業計画書 (開発行為を伴う場合)
- その他必要書類 (委任状・)

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)借賃の支払猶予

【利用権を設定する者(B) **八重瀬 花子**】(以下「甲」という。)は、【利用権の設定を受ける者(A) **農業生産法人〇〇** (以下「乙」という。)]が、災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2)借賃の減額

利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法(昭和27年法律第229号第24条)に規定する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対してその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

(3)解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4)転賃又は譲渡

乙はあらかじめ八重瀬町と協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転賃し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5)修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6)租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7)目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき八重瀬町が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8)利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び八重瀬町が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9)利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10)その他

この農用地利用集積計画の定めない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び八重瀬町が協議して定める。

